

令和2年度 第1回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 令和2年7月14日 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 会 長 | 梶山 雅司 | 委 員 | 佐久間 隆文 |
| 委 員 | 小野 悦子 | 委 員 | 古賀 悠子 |
| 委 員 | 土井 学 | 委 員 | 藤井 正己 |
| 委 員 | 大古 政昭 | 委 員 | 黒澤 智子 |
| 委 員 | 吉田 良子 | 委 員 | 川原 理恵子 |
| 委 員 | 小島 直子 | 委 員 | 猿渡 由枝 |

4 欠席委員

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 副会長 | 江利角 晃也 | 委 員 | 太田 信之 |
|-----|--------|-----|-------|

5 出席職員

| | | | |
|---------|--------|----------|--------|
| 市 長 | 粕谷 智浩 | 環境管理課副参事 | 齋藤 智宏 |
| 環境経済部長 | 分目 浩 | 環境管理課主査 | 石井 誠 |
| 環境経済部次長 | 鈴木 真紀夫 | 環境管理課主査 | 小堺 健一郎 |

6 傍聴定員と傍聴人数

| | |
|------|----|
| 傍聴定員 | 5人 |
| 傍聴人数 | 3人 |

7 議 題

- (1) (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について(諮問)
- (2) 袖ヶ浦市環境基本計画の年次報告について
- (3) その他

8 議 事

- (1) 開会

- (2) 副会長あいさつ
- (3) 委嘱状交付
- (4) 市長あいさつ
- (5) 委員紹介
- (6) 事務局紹介
- (7) 会長の選出

進 行 : 次に、会長の選出でございますが、規則第4条第2項で会長及び副会長は、委員の互選により定めるとされております。会長の選出について、ご意見がありましたらお願いします。

小島委員：会長でございますが、学識経験者の梶山委員にお願いしたいと思っております。梶山様は、一般財団法人千葉県環境財団において技術部長を務められており、環境の保全に関して多くの識見や経験をお持ちであり、昨年度からは、副会長も務められております。

また、梶山副会長は、現在副会長でありますので、会長に選任された際は、副会長の選任も必要になるかと思っております。そのため、副会長でございますが、江利角委員にお願いしたいと思っております。

江利角様は、現在、千葉県環境研究センターにおいてセンター長を務められており、環境の保全に関して多くの識見や経験をお持ちであります。

以上の理由から、ご両名を会長、副会長に推薦します。

進 行 : 只今、小島委員から、会長に梶山委員、副会長に江利角委員を推薦するというご意見がありましたが、委員の皆様方、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

全員賛成でございます。よって、会長は梶山委員、副会長は江利角委員に決定いたしました。

- (8) 会長あいさつ
- (9) 諮問

進 行 : 続いて、諮問に移ります。諮問書の交付をお願いいたします。

～市長から梶山会長へ諮問書の交付～

以降、会長が議長となり議事進行を行った。

- (10) 議事

- 議 長 : それでは、議長を務めさせていただきます。
議事(1)(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について(諮問)です。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : 配布資料の環境影響評価手続きに基づき説明
～ 説明内容省略 ～
- 議 長 : 只今の事務局からの説明について、質疑などがありましたら、お受けいたします。
～ 質疑なし ～
- 議 長 : 特に無いようですので、続いて、事業者から説明をお願いします。
- 事業者 : 配布資料の方法書及びパワーポイントに基づき説明
～ 説明内容省略 ～
- 議 長 : それでは、ただ今、事業者から説明がありましたが、ご意見、確認事項や不明な点についてご質問がある方は、挙手をお願いします。
- 黒澤委員 : 温室等の設備を導入して、熱の有効活用を図る予定はありますでしょうか。
- 事業者 : 現在の検討状況の中で、温室等の設備を設ける計画はしておりません。
- 大古委員 : 放水口の部分で、温排水によって赤潮とか青潮の影響はないのでしょうか。
- 事業者 : 放水口から排出される温排水は、周りにある海水と混ざって、温度影響としては3度以下となります。調査地点は資料の黒の点で行いますので、この範囲で3度以下くらいにおさまるような形で見立てております。影響としては部分的なものになりますので、赤潮や青潮の発生が大きく変わるようなことは無いと思っています。
- 藤井委員 : 今の回答について、方法書では予測をすると書いてありますが、今この時点で答えが出るというのはおかしい気がするのですが。
- 事業者 : 誤解を招くような回答となり申し訳ありません。今回の方法書はあくまで調査計画とか予測評価計画について示したものであって、影響がどれだけありますということを示したものではないというのはご理解いただきたいと思います。過去の知見や、他の事例を参考に、今回のスペックや、今回の事業計画であれば、影響

範囲としては、調査地点としている限定的なエリアではないかという考えです。

古賀委員：緊急時大雨とか地震とか災害の時に起こる環境影響については予測等を行う予定でしょうか。

事業者：緊急時の対策としましては、発電所設備にもし地震等が来た場合は緊急停止するようになります。設備自体は停止することで環境に影響がないような状態を作り出すということで、環境アセスメントの対象からは除いていることになります。

事業者：補足で説明をいたしますと、地震や災害については、環境アセスメントとしては扱いませんが、緊急時には安全側に設備を自動的に動作させたり、配置や地盤高さを考慮した設置方法等を十分に検討した上で、それに基づいて社内の教育を徹底します。また、防災については地域の連携もありますので、そういったことを踏まえて十分に検討させていただきたいと思います。

佐久間委員：評価結果ですが、評価手続の流れの中でいつ公表されるかなど評価方法は決めています、どれくらいなら良いんですか。

先ほど、海水温度が3度とありましたけれども、3度で良いんですか。3度だからどうなるんだと言うところですね。

今回の項目について、値はこうです、値について妥当ですと言う説明というのは、手続きの中でいつ開示されますか。

事業者：評価した結果をいつお示しするのは、次の図書となる準備書でご提示となります。そちらの作成の中で、環境影響評価について、データを用いてご説明をすると言う流れになり来年度中を予定しています。

佐久間委員：評価の結果は、我々は素人ですから住民の皆様にも具体的な影響ということで説明いただければ良いかなと思っています。

海水温が2度上がります。だから影響ありませんは違うでしょう。2度だから良いんですという理由をちゃんと説明して頂くようなのが良いんじゃないかと思います。

それと、先ほど古賀委員が質問しました防災については、東日本大震災などを考えると、同じ時期に防災計画を開示して頂くのが良いと思います。

議長：先ほども話していただきましたように、妥当性、根拠が非常に重要だと思います。住民の皆様が安全安心してこの事業の内容等がわかるような説明が必要だと思いますので、よろしく願います。

佐久間委員：石炭の時からそうですが、200万キロワットの出力とありますが、どうして200万キロワットなのでしょう。

事業者：競争力のある電源のニーズに対して、本事業の総出力については、安定供給の確保、電気料金のコスト削減、送電可能容量の観点から、総合的な判断によって、スケールメリット、大きな出力の物を作ったら、その分建設費としてキロワット単価を低くできるというスケールメリットを享受できるため、計200万キロワットということで計画をさせていただいております。

土井委員：生態系の分野について、ハヤブサは捕食者ですし、海岸での環境の調査の対象としてはわかりますが、どうしてハクセキレイが選定されたのか分からなかったです。

ハクセキレイは、この辺のコンビニエンスストアの駐車場とかにも良くいる鳥です。せつかくですからレッドリストに掲載されているような注目種であったり、レッドリストに掲載されていないが、一般的に人間が立ち入れないような敷地であれば、立ち入れないなりの生物の利用法があるのですが、人が入れないことを良しとすることを利用しているような動物や鳥類を選定、それを事業が始まってからモニタリングしていった方が良いのかなと感じたものですから、ハクセキレイの選定に関しては、疑問を感じたところです。

事業者：生態系の中では、上位性の注目種と典型性の注目種で選んでおりまして、その中の典型性の注目種で、ハクセキレイが選ばれております。

生態系では、地域を特徴づける種として、典型性の注目種で、ハクセキレイを選定させていただきました。

そして、なぜ重要種を選定しないのかということですが、重要種については生態系ではなく、動物としての重要な種及び注目すべき生息地の項目で取り扱いを行います。同じように地域を調査して、そこで見つかった重要種については、動物という項目の中で取り扱わせて頂く形に仕分けしております。

大古委員：煙突の高さですけれども、80メートルということなのですが、前方法書では大気の影響ということでA案の180メートルとB案の200メートルとあるのに、どうして80メートルにしたのですか。

事業者：方法書の213ページをご覧くださいと思います。こちらに計画段階配慮事項として選定をする理由ということで、どうい

ったものを計画段階の配慮事項として取り扱って予測評価を行うのかをまとめたページになります。

大気質の部分を見ていただきたいと思います。選定する理由に関しましては、高効率の排煙脱硫装置、排煙脱硝装置及び集じん装置を設置することにより、重大な影響を受ける可能性がある環境要素は無いと考えます。

しかしこれらの大気汚染物質を排出することから、煙突の高さの違いによる大気質への影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定し、排出大気汚染物質の違いを見るために高さを複数案で見たというのが1点あります。

千葉袖ヶ浦パワーでは、複数案の検討ではないのですが、80メートルの高さの煙突は、他での実績等もありますので、80メートルの高さでのNO_xの排出状況を確認しております。その内容につきましては、第7章のページにその結果を記載させていただいております。384ページです。

過去の事例等を踏まえて、80メートルというのは大方影響は小さいのでは無いかと考えておりますが、環境に対する影響を把握するために事前に80メートルの煙突の高さで大気汚染物質の排出状況の確認を行い、ここで高さの検討内容として80メートルの高さにした理由を書いております。それで実際のデータにつきましては、388ページの中で計算の方をしております。

続いて、煙源の諸元としまして、同ページ下の表の煙源の諸元を使っております。これらの予測手法と煙源の諸元等を用いまして、390ページの方で二酸化窒素の予測結果を出しています。ばいじん、SO_x等の排出は無いのですが、二酸化窒素の排出はあるということから、こちらのデータの方で示す通り二酸化窒素の年平均の予測結果と言うのをシミュレーションで出しております。

結果としましては、発電所南側約5.3キロメートルのところ、最大着地濃度としては、0.00016ppmという結果が出ております。

続きまして、392ページに二酸化窒素の将来予測環境濃度の結果が書いてあります。

二酸化窒素の将来予測環境濃度に関しましては、0.00016ppm、環境基準の年平均値相当を下回ってしまっていて、着地濃度は0.00016ppmで、バックグラウンド濃度に対して寄

与率も1.6%と小さくなっています。

石炭の時は煙突の高さが200メートルで、今回は80メートルということが大変気になられていると思います。今回採用するコンバインドサイクル発電方式に関しましては、ガスタービン、蒸気タービンを回しながらの発電方式になります。その中でNO_xを下げる対策として低NO_x燃焼器と排煙脱硝装置というのを設けるようにしております。そのため、煙突自体を低くしたとしても、元々のNO_xの生成を低くする技術がありますので、そう言ったことで高さ80メートルを基準で検討しています。

議長 : 今の話ですと、石炭だと180メートルか200メートルで拡散予測をされて最大着地濃度を予測された。ただ、天然ガスだとNO_xの処理が今まで当初想定していた回収ができていますので、高さが80メートルでもこういう予測評価がされるということでしょうか。

事業者 : 方法書の382ページをご覧くださいと思いますが、石炭の計画の時と今回の天然ガスの計画で、排ガスについての比較をさせていただいております。石炭を燃料とした前方法書では、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんが発生して、排出濃度については22ppmとか15ppmと排出されている計画でしたが、今回については天然ガスということで硫黄酸化物とばいじんは排出しません。また窒素酸化物については15ppmから5ppmまで下げることが出来るということになっております。

排出量についても、2基合計で50m³/h×2で100m³/hほどあったものが19.9m³/h×3ということで、6割ほどまでNO_xの排出量が減っているということから、80メートルでも環境に大きな影響は与えないのではないかとということで予測評価をさせていただいております。

議長 : 私から最後にお問い合わせといいますか、先ほどと重複するところはあるのですけれども、こういった事業と言うと、市民の方が不安を感じられると思いますので、しっかりと説明責任と言いますか、そういうことをすべてオープンにして開示して、誠実に対応していただければと思います。

他になければ、今後の進め方については、各委員におかれましては、新たに疑問、意見などの追加がある場合があるかと思いません。

今日から1週間後までに事務局に提出していただいで、それに

対する回答を次回までに事業者に用意してもらいます。

次回、補足の説明をいただいたうえで、答申の審議をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事（１）についてはこれで終了とします。

事業者の皆様はここで退出をお願いします。

議 長 : 続いて、議事（２）「袖ヶ浦市環境基本計画の年次報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 配布資料６に基づき説明

～ 説明内容省略 ～

議 長 : 只今の事務局からの説明について、質疑等がありましたら、お受けいたします。

意見等が無いようですので、議事（２）については終了します。

続いて、議事（３）「その他」について、事務局からお願いします。

事務局 : 次回は、８月２６日を予定していますので、よろしくお願いいたします。

議 長 : それでは、全体について、質問等はございませんか。

質問等がないようですので、以上をもちまして、すべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。委員の皆様にはご協力を頂き、ありがとうございました。

事務局 : 会長におかれましては、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和２年度第１回、袖ヶ浦市環境審議会を閉会いたします。

(11) 閉会

以上

袖ヶ浦市環境審議会

会議次第

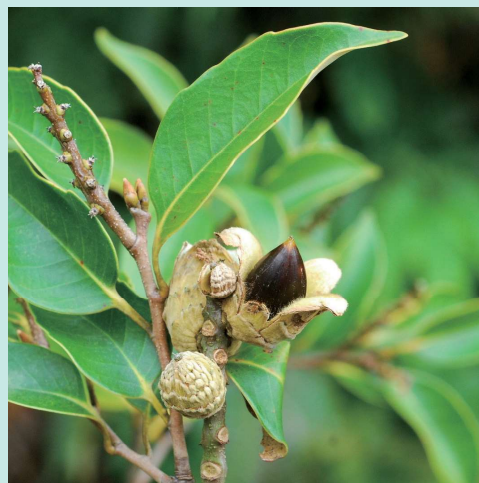
日時 令和2年7月14日（火）

午後2時から

場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

- 1 開会
- 2 副会長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 市長あいさつ
- 5 委員紹介
- 6 事務局紹介
- 7 会長の選出
- 8 諮問
- 9 議事
 - (1) (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について(諮問)
 - (2) 袖ヶ浦市環境基本計画の年次報告について
 - (3) その他
- 10 閉会

(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書のあらまし



令和2年6月

株式会社 千葉袖ヶ浦パワー

はじめに

平素より皆様には当社の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

株式会社千葉袖ヶ浦パワー(以下「当社」という。)は、千葉県袖ヶ浦市中袖の出光興産株式会社所有地において、天然ガスを燃料に使用した発電所の共同開発に向けた検討を進めるために、東京ガス株式会社及び九州電力株式会社の出資により令和元年9月2日に設立されました。

当社は、令和元年9月25日に株式会社千葉袖ヶ浦エナジーより、同地点における「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1、2号機建設計画」に係る対象事業を「環境影響評価法」第30条の規定に基づき引き継ぎました。

同事業は環境影響評価手続きの内、計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書の手続きを平成27年9月及び平成28年7月にそれぞれ完了しておりましたが、本事業は、対象事業の燃料の種類を石炭から天然ガスへ変更すること及び原動力の種類を汽力からガスタービン及び汽力へ変更することから、「環境影響評価法」第28条の規定に基づき、「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画」に係る環境影響評価方法書として再手続きを実施するものです。

本事業では、両出資会社を通じてより多くのお客様に安価かつ環境負荷の小さい電気を安定してお届けすることを目的に、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電所の新設を計画しています。

新設する発電設備は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議とりまとめ」(平成25年、経済産業省・環境省)に基づき、BATの参考表※【令和2年1月時点】に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」同等以上の技術を有するコンバインドサイクル発電方式を採用する計画としています。

発電所建設予定地である千葉県袖ヶ浦市中袖の出光興産株式会社が所有する未利用地は、近隣にある東京ガス株式会社袖ヶ浦LNG基地の既存設備において気化された天然ガスを、パイプラインにより供給を受けることができる立地環境にあります。

発電規模は、安定供給の確保、電気料金のコスト低減、送電可能容量の観点から、同敷地内に設置可能な200万kW(70万kW級×3基)を計画しています。

運転開始時期は、令和10年(2028年)を予定しており、本事業は環境への配慮はもとより、電気事業の安全・安定供給の信念の下、より安価な電力の供給を目指すとともに、千葉臨海地域の経済活性化にも貢献したいと考えています。

本資料は、「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書」に記載している事業の計画、環境影響評価の項目及び調査・予測の手法等の概要をとりまとめたものです。ご一読頂き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ BATの参考表 : BAT(Best Available Technology)とは、経済的に利用可能な最良の技術を意味します。BATの参考表は客観性を確保するため、経済産業省及び環境省において、発電設備メーカーや電気事業者等からのヒアリングをもとに、必要に応じ外部有識者等の意見も聴き、策定・更新されます。原則として、毎年度見直し及び必要に応じ随時更新されています。

BATの参考表の(A)～(C)の位置づけは次のとおりです。

(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術

(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術

(C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術

対象事業の概要

対象事業の内容

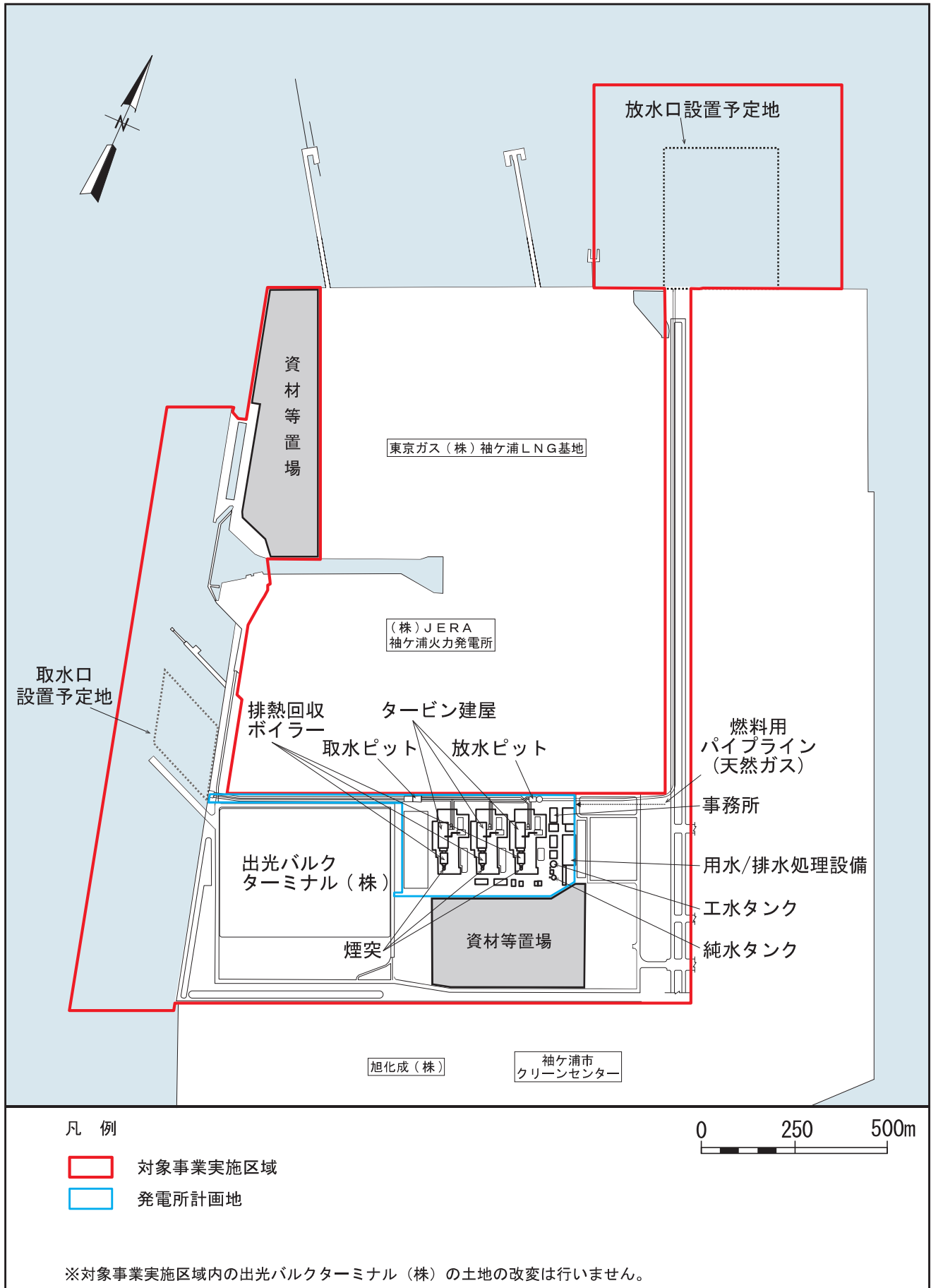
| | |
|--------|------------------------|
| 事業の名称 | (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 |
| 原動力の種類 | ガスタービン及び汽力 |
| 燃料 | 天然ガス |
| 出力 | 総出力200万kW 70万kW級×3基 |
| 所在地 | 千葉県袖ヶ浦市中袖3-1他 |
| 運転開始時期 | 令和10年(2028年) |



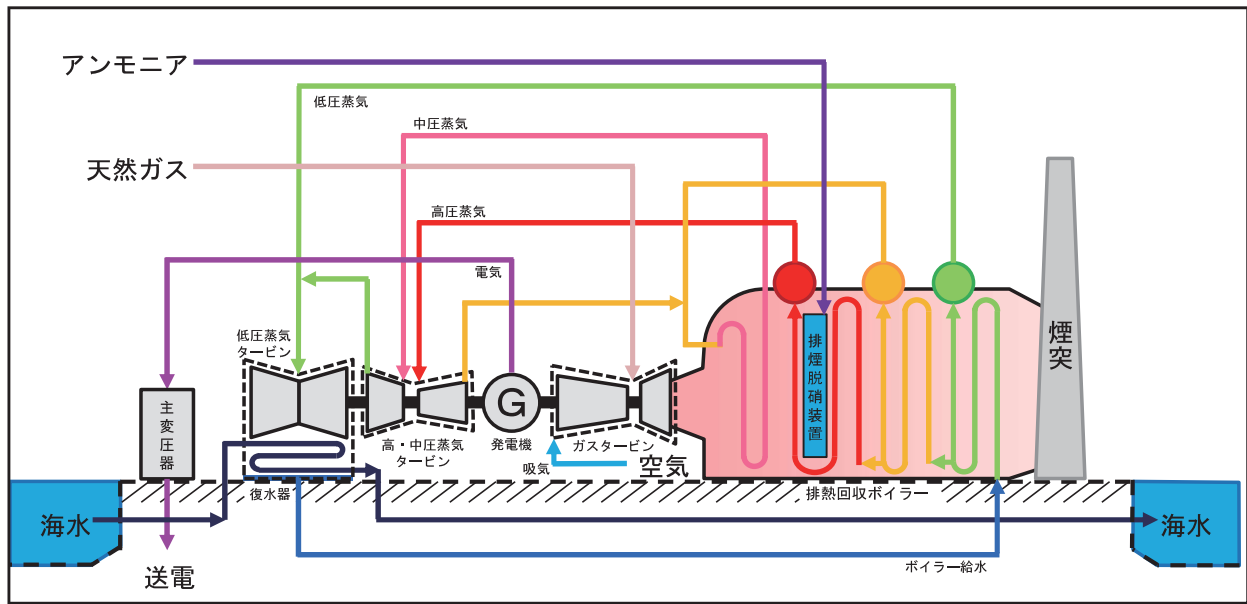
対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況



発電所の配置計画の概要



発電所の設備の概念図



工事工程 (予定)

| 着工後の年数 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|-------------|----|-----------|----|--|
| 着工後の月数 | 0 | 12 | 24 | 36 | 48 | 60 | |
| 主要工程 | ▼取放水設備工事着工 | | ▼機器土木建築工事着工 | | 1号機運転開始 ▼ | | |
| | | | | | 2号機運転開始 ▼ | | |
| | | | | | 3号機運転開始 ▼ | | |
| 取放水設備工事 | [Red bar from 0 to 36 months] | | | | | | |
| 機器土木建築工事 | [Red bar from 12 to 48 months] | | | | | | |
| 1号機 | 機器据付工事 | [Red bar from 24 to 36 months] | | | | | |
| | 試運転 | [Red bar from 48 to 54 months] | | | | | |
| 2号機 | 機器据付工事 | [Red bar from 24 to 36 months] | | | | | |
| | 試運転 | [Red bar from 48 to 54 months] | | | | | |
| 3号機 | 機器据付工事 | [Red bar from 24 to 36 months] | | | | | |
| | 試運転 | [Red bar from 54 to 60 months] | | | | | |

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着工前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測及び評価して、その結果に基づき適正な環境配慮について検討を行うものです。

環境影響評価方法書は、環境影響評価を行うために必要な対象事業の概要、対象事業実施区域周辺の状況及び環境影響評価を行う項目並びに調査、予測及び評価の手法等について記載したものです。

対象事業に係る環境影響評価の項目

● 自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、植生、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び一般環境中の放射性物質の状況について、既存の文献等を参考に概況を調査しました。

● 社会的状況

人口及び産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、既存の文献等を参考に概況を調査しました。

また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制基準についても内容を調査しました。

対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)(以下「発電所アセス省令」という)に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周囲の地域特性を踏まえ、右表のとおり選定しました。

なお、現地調査については、「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画 環境影響評価方法書」(以下「前方法書」という)以降に実施済の調査結果があることから、前方法書と本事業の事業特性及び地域特性を勘案し、これらの調査結果を用いて適切な予測及び評価を行うことが可能と考えられる項目については、実施済の調査結果を活用することを計画しています。

調査・予測の手法

発電所建設工事や運転等によって、環境の変化が予想される大気質や水質等について、文献調査及び現地調査により現況を把握した後、数値計算等によりどの程度影響があるかを予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討、評価します。

また、国や自治体によって、環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討、評価します。

環境影響評価項目の選定表

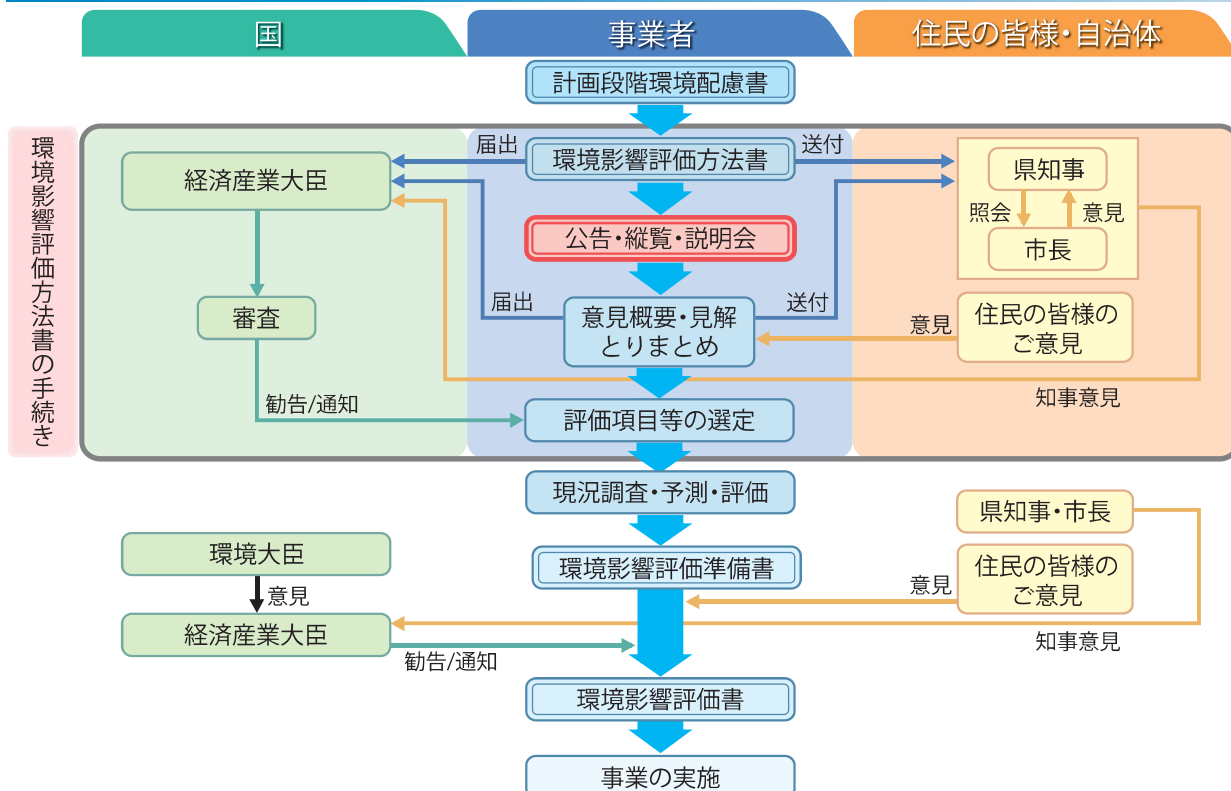
| 環境要素の区分 | | | 影響要因の区分 | | | 工事の実施 | | | 土地又は工作物の存在及び供用 | | | | | |
|--|---------|-------------------------------|-----------|----|----|--|---------------------------------|---|---|-----------------------|--------|-------------|---------------------------------|----------------------------|
| | | | | | | 工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入 | 建 設 機 械 の 稼 働 | 造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響 | 地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在 | 施 設 の 稼 働 | | | 資 材 等 の 搬 出 入 | 廃 棄 物 の 発 生 |
| | | | | | | | | | | 排 ガ ス | 排 水 | 温 排 水 | | |
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 大気環境 | 大気質 | 硫黄酸化物 | | | | | — | | | | | | |
| | | | 窒素酸化物 | ○* | ○* | | | ○* | | | | ○* | | |
| | | | 浮遊粒子状物質 | ○* | ○* | | | — | | | | | ○* | |
| | | | 石炭粉じん | | | | — | | | | | — | | |
| | | | 粉じん等 | ○* | ○* | | | | | | | | ○* | |
| | | | 重金属等の微量物質 | | | | | — | | | | | | |
| | 騒音 | 騒音 | ○* | ○ | | | | | | | ○ | ○* | | |
| | 振動 | 振動 | ○* | ○ | | | | | | | ○ | ○* | | |
| | その他 | 低周波音 | | | | | | | | | ○ | | | |
| | 水環境 | 水質 | 水の汚れ | | | | | | | ○* | | | | |
| | | | 富栄養化 | | | | | | | ○* | | | | |
| | | | 水の濁り | | ○* | ○* | | | | | | | | |
| | | | 水温 | | | | | | | | ○* | | | |
| 底質 | | 有害物質 | | ○* | | | | | | | | | | |
| その他 | 流向及び流速 | | | | | | | | ○* | | | | | |
| その他の環境 | 地形及び地質 | 重要な地形及び地質 | | | | | | | | | | | | |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。） | | | ○* | ○* | | | | | | | | |
| | | 海域に生息する動物 | | | | ○* | | | ○* | | | | | |
| | 植物 | 重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。） | | | ○* | ○* | | | | | | | | |
| | | 海域に生育する植物 | | | | ○* | | | ○* | | | | | |
| | 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | | | ◎* | ◎* | | | | | | | | |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 景観 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | 人と自然との触れ合いの活動の場 | ○* | | | | | | | | | ○* | | |
| 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 | 廃棄物等 | 産業廃棄物 | | | ○ | | | | | | | | ○ | |
| | | 残土 | | | ○ | | | | | | | | | |
| | 温室効果ガス等 | 二酸化炭素 | | | | | ○ | | | | | | | |

- 注:1. 「○」は、環境影響評価の項目として選定する項目を示します。
 2. ■は、「発電所アセス省令」に定める火力発電所の環境影響評価項目(参考項目)を示します。
 3. ゴシック書体は、前方法書に記載した内容から見直しを行った環境影響評価の項目を示します。
 「—」;前方法書以降の事業計画の変更に伴い、選定しないこととする項目 「◎」;前方法書審査段階において追加選定した項目
 4. 「*」を付した項目は、現地調査を実施済の項目を示します。

経緯

- 平成27年 5月 : 株式会社千葉袖ヶ浦エナジー設立
- 平成27年 6月 : 株式会社千葉袖ヶ浦エナジーより配慮書を送付
- 平成28年 1月 : 株式会社千葉袖ヶ浦エナジーより前方法書を届出
- 令和 元年 9月 : 株式会社千葉袖ヶ浦パワー設立
- 令和 元年 9月 : 株式会社千葉袖ヶ浦エナジーより
「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1、2号機建設計画」に係る対象事業を引継ぎ
- 令和 2年 6月 : 対象事業の燃料の種類を石炭から天然ガスへ変更、及び原動力の種類を汽力から
ガスタービン及び汽力へ変更し、方法書(再手続版)を届出

環境影響評価の手続き



環境影響評価方法書の縦覧について

| | 縦覧場所 | 縦覧期間、時間等 |
|------|---|---|
| 千葉県 | 環境生活部環境政策課、君津地域振興事務所 地域環境保全課 (君津合同庁舎3階) | 令和2年7月1日(水)～7月31日(金) (各施設の閉庁日、閉館日は除きます。) 縦覧時間は、各施設の開館時間によります。 |
| 袖ヶ浦市 | 袖ヶ浦市役所 市政情報室、長浦公民館、平川公民館 | |
| 市原市 | 環境部環境管理課、姉崎支所、有秋支所 | |
| 木更津市 | 環境部環境管理課(クリーンセンター内)、木更津市役所朝日庁舎 行政資料コーナー、岩根公民館、中郷公民館、金田出張所 | |
| 事業者 | 株式会社千葉袖ヶ浦パワー (事務所) | |

当社事務所、当社ホームページ(<https://www.cspower.co.jp/>)では、令和2年8月14日(金)までご覧いただけます。

ご意見の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、令和2年8月14日(金)〔当日消印有効〕までに意見書を下記お問い合わせ先へお寄せください。

お問い合わせ先 株式会社千葉袖ヶ浦パワー

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4丁目29番12号
あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル7階
電話:03-6659-2671 (土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)



再生紙を使用しています。

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価手続について

1 根拠法令

環境影響評価法

2 事業者の名称

株式会社千葉袖ヶ浦パワー

3 事業の種類

第 1 種事業 (天然ガス発電所の設置)

4 事業の経過及び環境影響評価手続

○ 袖ヶ浦市中袖の出光興産株式会社所有地において、天然ガスを燃料に使用した発電所の共同開発に向けた検討を進めるため、東京ガス株式会社及び九州電力の出資により、株式会社千葉袖ヶ浦パワーを令和元年 9 月 2 日に設立した。

○ 同年 9 月 25 日に、株式会社袖ヶ浦エナジーから、同地点における「(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画」に係る対象事業を環境影響評価法第 30 条の規定に基づき引き継いだ。

※ (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る
環境影響評価手続

・ 計画段階環境配慮書 平成 27 年 9 月

・ 環境影響評価方法書 平成 28 年 7 月

上記のとおり完了している。

↓

○ 事業内容の変更

・ 燃料の種類 石炭 → 天然ガス

・ 原動力 汽力 → ガスタービン及び汽力

事業内容の変更があることから、環境影響評価法第 28 条の規定に基づき環境影響評価方法書として再手続を実施する。

5 事業の概要

| | | |
|--------|---------------------------|------------------------------------|
| 事業の名称 | (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 | (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画 |
| 原動力の種類 | ガスタービン、汽力(コンバインドサイクル発電方式) | 汽力 |
| 燃料 | 天然ガス | 石炭 |
| 出力 | 200万Kw 70万Kw級×3基 | 200万Kw 1号機 100万Kw 2号機 100万Kw |
| 所在地 | 袖ヶ浦市中袖3-1 ほか | 袖ヶ浦市中袖3-1 ほか |
| 面積 | 約198万平方メートル | 約247万平方メートル |

6 計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書に係る手続の実施結果

○ 計画段階環境配慮書

縦覧期間 平成27年6月16日～平成27年7月15日

審議会答申 平成27年7月7日・・・別添1

市長意見 平成27年7月10日・・・別添2

県知事意見 平成27年8月17日・・・別添3

環境大臣意見 平成27年8月28日・・・別添4

経済産業大臣意見 平成27年9月11日・・・別添5

○ 環境影響評価方法書

審議会答申 平成28年3月29日・・・別添6

7 環境影響評価方法書に係る手続の状況

環境影響評価方法書とは、環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかという計画を示した図書をいう。

縦覧、説明会の後、知事等の意見を踏まえて手法を選定し、現地調査・予測・評価を行う。

送付：令和2年6月30日（火）

公告：令和2年7月1日（水）

縦覧：令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）

【縦覧場所：市役所・平川公民館・長浦公民館】

住民説明会1回目：令和2年7月11日（土）

【会場：袖ヶ浦市民会館】

住民説明会2回目：令和2年7月15日（水）

【会場：袖ヶ浦市民会館】

住民等意見提出期限：令和2年8月14日（金）

千葉県知事意見照会：令和2年7月6日（月）

市環境審議会（諮問及び事業者説明）：令和2年7月14日（火）

市環境審議会（答申案作成）：令和2年8月26日（水）

答申期限：令和2年9月4日（金）

市長意見提出期限：令和2年9月11日（金）

環境影響評価方法書手続フロー

